



生物多様性の保全で求められる民間参画

生物多様性条約と地域における取組み

研究員 寺林暁良

はじめに

今年10月に愛知県名古屋市で「生物の多様性に関する条約」(以下「生物多様性条約」という)の第10回締約国会議(以下「COP10」という)が開かれることもあり、日本でも「生物多様性」の問題が広く知られ始めている。

本稿の目的は、この問題について、その特徴や取組みに求められる視点などを論述することである。そのためにも、生物多様性条約について概観し、生物多様性問題の特徴を明らかにする。次に、実際の取組事例からの示唆を踏まえ、民間分野が地域レベルで生物多様性の保全に取り組むことの意義を考察する。

1 生物多様性と生物多様性条約

ここでは、生物多様性や生物多様性条約、COP10について、要点のみを簡潔に確認しておこう。

(1) 生物多様性条約とその目的

生物多様性条約は、1992年の「環境と開発に関する国際連合会議(地球サミット、

UNCED)」を契機として採択され、93年12月に発効した条約である。10年3月現在、193か国が締約しているが、アメリカは未締約となっている。

同条約は、次の3つの目的を置いている。第1に、「生物多様性の保全」である。同条約では生物多様性を種の多様性、遺伝子の多様性、生態系の多様性の3つのレベルで定義している(第1表)。これら3つのレベルからなる生物多様性を保全するという目的は、同条約の基本であるといえるだろう。

第2に、「生物資源の持続可能な利用」である。これは、人間が生物多様性から様々なモノ・サービス(後述の「生態系サービス」を参照)を享受していることに基づき、生物多様性について科学的分析を行い、その復元力・回復力の範囲内で持続的

第1表 生物多様性の3つのレベル

遺伝子の多様性	・同種内でも多様な遺伝的特徴を持つものがあること ・同種でも地域の個体群ごとに遺伝的特徴が異なること
種の多様性	・一つの生育場所内に多様な生物種があること ・生育場所が異なることにより多様な生物種があること
生態系の多様性	・物理的環境と生物との相互作用によって形成される生態系が多様であること

にそれを利用するための国際的なルールを作ろうというものである。

第3に、「^(注1)遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ^{こうへい}衡平な配分」であり、「ABS」(Access Benefit Sharing, 遺伝資源へのアクセスと利益配分)の問題として知られている。これまで先進国の企業等は、木材や水産物、医薬品・化粧品素材などの遺伝資源を、資源国への配慮を欠いたままに利用してきた傾向がある。これに対して資源国側は、「^(注2)知的財産権」や「土地利用権」を主張し、先進国の企業等が遺伝資源の利用から得た収益を公正・衡平な形で資源国に還元するよう、強く要請しているのである。つまりこれは、生物資源をめぐる先進国と資源国との間の政治的、経済的な問題を解決するための目的である。

第1の目的である生物多様性の保全だけではなく、第2、第3の目的のような生物多様性の「利用」にかかる目的が置かれていることから分かるように、同条約が目指すのは、いわゆる「自然保護」ではない(第2表)。同条約は、生物多様性と人間の関係を「環境が開発か」という二項対立でとらえるのではなく、いかにそれらを両立させて生物多様性の持続的かつ公正・衡平な利用を行うかという社会的側面に主眼が^(注3)向けられているのである。

また、同条約の締約国会議では、あわせて遺伝子組換え生物に関する取り決めである「カルタヘナ議定書」の締約国会合が^(注4)開かれることになっている。

(注1) 遺伝資源という用語は、特に食品、化粧品、園芸、医薬品などの分野での資源利用をめぐる先進国企業と原産国政府間の問題を論じる際に使われるが、生物資源などの他の用語との使い分けは曖昧である(森岡〔2009〕)。

(注2) ここでいう知的財産権とは、資源国の地域社会が共有する、野草の薬効に関する知識などを指す。

(注3) 生物多様性とセットで使われる「保全(conservation)」という用語自体、「賢明かつ効率的に利用できる状態に保つ」という意味をもち、手つかずの状態を保つという意味の「保存(preservation)」や「保護(protection)」とは異なるとされる(ナッシュ〔1999〕)。

(注4) カルタヘナ議定書(「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」)は、遺伝子組換え生物の国際取引を規制する法的拘束力のある議定書で、03年に発効した。今秋のCOP10でも、それに合わせて10月11日から15日までカルタヘナ議定書第5回締約国会合(MOP5)が開かれる。

(2) COP10の議題

10月18日から29日まで愛知県名古屋市で開催されるCOP10は、以下にあげるような重要な議論がなされる予定であり、今後の生物多様性条約、あるいは生物多様性の保全の方向にとって重要な会議として注目を集めている。

第1に、02年のCOP6で立てられた「2010年目標」の達成度評価が行われ、向こう10年の新たな目標が立てられることになっている。2010年目標は「生物多様性の損失を顕著に減少させる」という非常に曖昧な表現のものであり、暫定的に「森林面積」や「種の絶滅速度」が生物多様性の指標とされた。しかし、これらは悪化の一途をたどっており、新たな10年目標では、さらに具体的な目標立てが必要とされると思われる。それがどのような内容になるのか、

また、生物多様性の保全状況を示すために具体的にどのような指標が提示されるのかが注目される。

第2に、この会議が上述のABS問題に関する交渉の期限とされている。資源国や環境NGOは、先進国の企業等による資源の一方的利用に対して罰則付き枠組みの制定を強く求めている。そのため、遺伝資源を大量に輸入する日本も、その議論の動向とは無関係ではない。

第3に、民間企業や地域社会が生物多様性の保全に取り組むことをさらに強く要求する、との議決がなされることが予定されている。民間企業に対しては、原材料の調達^(注5)が生物多様性に大きな関係を持つことからCOP8から参画が進められているが、環境技術の開発や環境CSRを通じたさらなる参画が訴えられると思われる。また、地方自治体や地域コミュニティに対しては、知恵や慣習に基づいた自然資源の利用・管理が行われてきた日本の「里山」の事例から、地域レベルで生物多様性を見直すことの重要性が強調されることが予定されている^(注6)。

(注5) COP8では、初めて企業の生物多様性保全への参画を促す議決が行われた。また、COP9では、「企業と生物多様性に関するイニシアティブ」に世界の34社(日本からは9社)が参加し、生物多様性保全に関する「リーダーシップ宣言」に署名した。

(注6) 日本の農山漁村では、人間の生活との相互作用から豊かな生物多様性が育まれてきたとされる。環境省は、地域の社会、経済のあり方から生物多様性を考える取組みを、「SATOYAMAイニシアティブ」と名づけ、COP10に向けて一般にも取組みを始めるようPRを行っている。

2 多元的で複雑な生物多様性の保全

以上、生物多様性やCOP10の概要を簡単に確認した。生物多様性条約では、企業等の民間分野が生物多様性の保全に参画することを求め始めているが、実際に民間分野ではどのような取組みを行うことができるのだろうか。

環境問題の取組みとしては、民間でも「地球温暖化問題」への取組みが広く行われているが、「生物多様性問題」の場合、これとは大きく異なるアプローチが必要になると思われる。それは、第2表のように、両者には大きな相違点があるためである。

地球温暖化問題の場合は、「温室効果ガス排出量」のように、数値で一元的に示すことができる指標がある。しかし、生物多様性の場合は、一つの指標によってその状態を示すことができない。それは、遺伝子、種、生態系という各段階について、「量」だけでなく「質」の面からも評価する必要があり、また、ある種が生態系にどのような役割を果たしているのかなど、科学的に解明されていないことも多いためである。

第2表 2つの環境問題の相違点

	地球温暖化問題	生物多様性問題
物理的指標	温室効果ガスの排出量(一元的, 量的)	遺伝子, 種, 生態系の多様性(多元的, 質的)
社会的目標	気候安定(グローバルに共有可能)	様々な生態系サービスの享受(多元的でローカルな価値)
具体的取組み	省エネ技術開発 排出権取引市場など	環境, 社会の状況に合わせた地域的取組み

そして、社会的な側面からは、生物多様性の価値が多様であることを指摘しなくてはならない(第3表)。「生態系サービス」は、生物多様性の価値を体系的に示したもののだが、ここでは食料などの「供給サービス」や気候調整などの「調整サービス」、教育的価値などの「文化的サービス」といったように、様々な価値が想定されている(Millennium Ecosystem Assessment〔2005〕)。そのため、同じ森林でもある地域では木材生産が、ある地域では水源涵養林としての機能が、またある地域では両者の兼ね合いが重要、というように個別事例ごとに優先される価値が異なる。しかも、気候調節や教育的価値などは、金額換算による客観的評価が難しい。これも、グローバルに共有しやすい目標を持つ温暖化問題とは異なる点である。

このように、生物多様性問題は、評価のための指標づくりが難しく、その価値も多元的である。これは、指標や取り組み成果を

第3表 生物多様性がもたらす生態系サービス

供給サービス		
・食料 ・繊維	・生化学物質 ・医薬品	・遺伝子資源 ・淡水
調整サービス		
・大気質の調節 ・気候の調節 ・土壌浸食抑制	・疾病の予防 ・自然災害防護	・水質の浄化 ・花粉媒介
文化的サービス		
・文化多様性 ・精神的価値 ・知識体系	・景観 ・社会的関係 ・文化遺産価値	・教育的価値 ・エコツーリズム ・レクリエーション
基盤サービス		
・土壌形成 ・光合成	・栄養塩循環 ・水循環	・一次生産

資料 Millennium Ecosystem Assessment(2005)より作成

示しやすい地球温暖化問題が企業等の民間レベルでも広く取り組みが行われているのに対して、指標や価値が多元的で複雑な生物多様性問題がこれまで民間レベルの取り組みにつながりにくかった理由としても理解できる。民間レベルで生物多様性問題に取り組む場合、生態系の状態や優先される価値など、複雑な状況に合わせて取り組みの方向性を探らなくてはならないといえるだろう。

3 生物多様性保全の 民間レベルの取り組み

それでは、生物多様性問題が多元的で複雑であるなかで、実際、民間レベルではこれにどのように取り組めるのであろうか。また、企業等がこれに取り組むことの意義はどこにあるのだろうか。以下では事例をもとに、その内容や取り組むことによる効果を検証する。

日本では、93年に生物多様性条約を批准して以来、「生物多様性国家戦略」(95年第1次,02年第2次,07年第3次)が策定され、08年には「生物多様性基本法」が施行されている。同法は、民間の企業などに対して法的強制力や罰則等を設けているわけではない。ただし、09年4月に日本経団連が「生物多様性宣言」、8月に環境省が「生物多様性民間参画ガイドライン」を発表するなど、民間にも生物多様性の保全への参画を求める動きが広がっている。

(1) 国内の企業の取組み

「生物多様性」という言葉が浸透するに
したがって、これまで行ってきた環境CSRを
生物多様性への取組みと読みかえるなどし
ながら、生物多様性の保全に取り組んでい
ることをアピールする企業も増えている。
前述の「生物多様性民間参画ガイドライン」
では、各業種から選ばれた23社の生物多様
性保全への取組事例が紹介されている。

各社の取組内容の特徴は、生物多様性に
配慮した農林水産業やエコ・ツーリズムの
ように、地域に根ざした取組みがその大半
を占めていることである(第4表)。企業
が生物多様性の保全に取り組む場合、自社
の原材料の調達地域(サプライチェーンの
川上)など、具体的な地域での個別の課題
解決が目指されることが多い。そのため、
取組みが地域レベルになることは必然だと
いえるだろう。

また、農林漁業者や地域住民、NPOな
どの多様な主体との連携・協働が多いこと
も特徴である。地域の多様な主体と連携・
協働を行うことにより、企業が求める経済

第4表 「生物多様性民間参画ガイドライン」に
みる企業の生物多様性への取組内容

	取組数
生物多様性に配慮した農林漁業	8(6)
生物多様性に配慮した建設・造園	3
エコ・ツーリズム	2
地域環境保全活動	4(1)
生物多様性に配慮した商品調達	3
その他	3
うち協働、連携のある数	12(7)
農林漁業者・地域住民	7(3)
市民団体(NPO・NGO)	8(4)

資料 環境省自然環境局(2009)より作成
(注) ()内数字は、海外での取組数を表す。

的価値と、地域の利害関係者にとっての
様々な価値(環境教育や文化保全、食の安全
など)との両立が目指されていることがう
かがわれる。

さらに、表には示していないが、木材や
コーヒーの生産などの4事例では、生物多
様性に取り組みながら生産を行っているこ
とに対して、商品に「認証」を付けて消費
者の選択をうながしている。このように、
商品への付加価値へと還元している場合も
少なくない。

このように、企業が環境CSRとして生物
多様性の保全に取り組む場合、生物多様性
の劣化を防ぐという「環境貢献」だけでは
なく、利害関係者との連携・協働を通じて
地域社会にとっての価値を実現するという
「地域貢献」を兼ねることも多い。そして、
これらの貢献を商品価値に還元することに
よって経済的なメリットにつなげているこ
とも特徴だろう。つまり、生物多様性の保
全は、地域密着や商品価値の向上といった
戦略と平行した取組みとなりうる。

(2) 農協・信金の取組み

それでは、本来地域を基盤としてきた農
協および信金は、どのような取組みを行っ
ているのだろうか。以下に、様々な目的か
ら生物多様性の保全に取り組んでいる2つ
の事例を紹介する。^(注7)

(注7) ここで取り上げる2つの事例については、
寺林(2010)と渡部・寺林(2009)もあわせて
参照されたい。

a JAグリーン近江の「魚のゆりかご水田」滋賀県のグリーン近江農業協同組合（以下「農協」という）は、営農指導や地域指導、米の販売を通じて、東近江市栗見出在家町（以下「町」という）の「魚のゆりかご水田」の取組みを推進している。

「魚のゆりかご水田」プロジェクトは、60～70年代の圃場整備以前に琵琶湖周辺の水田が持っていた湖魚の産卵・生育場所としての機能を復活させるため、県が01年に始めた取組みである。琵琶湖と水田を結ぶ水路に魚道を設置することによって、フナやナマズ、コイなどの湖魚が水田で繁殖できるようにするのである。

農協と町は、06年から「魚のゆりかご水田」に取り組みしており、その規模は、09年には20haとなっている。

「魚のゆりかご水田米」の取組みで生産された米は、生物多様性の保全に貢献し、農薬や化学肥料の使用を抑えた安全・安心な米としてブランド化され、販売契約を行う大型量販店で平均的な値段よりも高く販売されている。また、取組みには農林水産省の「農地水環境保全向上対策」の補助金を利用し、通常の営農暦に合わせて行われるため、農家の負荷もそれほど大きくないことも特徴である。

また、この取組みでは、住民参加や地域活性化といった社会的な効果も重視されている。町の約100戸のうち、農家世帯は約8割であるが、「魚のゆりかご水田」は、農家以外も合わせて町内会の全戸で行っている。「魚のゆりかご水田」の取組みの主

な作業は、魚道作りや堰板^{せきいた}の設置などであるが、魚の観察会、環境勉強会など、子どもの環境教育の取組みも行われている。圃場整備以前の水田を知る人は、誰もが水田で魚をつかんで遊んだり、それを食べたりといった体験を持っているが、そのような水田と地域社会のつながりを子ども世代にも受け渡すことも目的としている。そして、農協と町が一体となって取組みを行うことで、両者の信頼関係も深まっている。

このように、「魚のゆりかご水田」の取組みは、環境ブランド米として、米への付加価値だけではなく、人と人、人と組織、人と環境のつながりを強化する効果も生んでおり、それを将来世代に受け渡す役割も果たしているのである。

b のと共栄信金の森づくり定期預金

「やまもり」

石川県七尾市に本店を置く、^{ななお}のと共栄信用金庫（以下「信金」という）は、「地域社会の一員であること」を地域金融機関の原点と位置付け、様々な地域貢献活動を行っている。その一つとして08年度から始めたのが、能登の森づくり定期預金「やまもり」である。

「やまもり」は、定期預金に金利上乗せを実施した上で預金者が受取利息の5%、信金が預金総額の0.03%を「森づくりファンド」へ寄付するものである。そして、県有林3haを借り入れ、職員とその家族や地元NPO・ボランティアなどが連携・協働して、間伐や枝打ち、植林などの事業を行っ

たり、環境学習の活動資金としたりするのである。

信金は、この取組みに、地球温暖化防止や水源涵養、山地災害防止、土壌形成、生物多様性の保全といった環境保全の効果だけではなく、地域づくりの意味も持たせている。信金が基盤とする能登地域は、典型的な高齢・過疎地域である。能登の人口は、09年10月推計で約21.3万人だが、65歳以上の高齢者の割合が33.5%となっており、人口も04年から09年の5年間で15,836人減少している。^(注8)こうした現状のなか、能登の豊かな森を再生することによって、良好な景観を観光資源として生かす、海への栄養供給を通して水産業を盛り立てる、環境教育によって能登の良さを次世代に伝える、「ふるさと」としての能登の魅力を高め、多くの人に能登への愛着を持ってもらう、という効果もねらっているのである。

「やまもり」は、初年度の08年度には200億円を完売し、09年度も12月末時点で150億円を完売するなど、金融商品としても大きな成果を挙げている。また、環境保全や地域づくりという主旨に賛同する新たな顧客層の獲得にもつながっており、信金の地域密着型の経営にとっても重要な役割を果たしている。

(注8) 石川県(2009)を参照。

(3) 各取組みの効果のまとめ

以上の事例は、企業や農協・信金が生物多様性の保全に取り組むことが、単に環境問題への対応にとどまらず、社会や経済に

対する様々な効果を生むことを示している。

生物多様性保全の取組みは、地域の生物多様性の保全に貢献してことをアピールすることで商品に付加価値をつけ、他商品との差別化を図ることにつながる。

しかし、取組みの効果は、このような「経済的なフロー」に対するものにとどまらない。この取組みで特に重視すべきなのは、「地域貢献」という形で表れる、「社会的なストック」に対する効果である。すなわち、生物多様性の保全は、地域社会に対して環境教育や景観形成、地域文化の保全といった様々な利益をもたらす、地域社会の^{ちゅうたい}紐帯を再生、強化することにもつながる。これらの社会的なストックは、少子高齢化や後継者不足などの多くの課題を抱える地域社会の持続可能性を考えた場合にも無視できない。

そして、企業や農協・信金がこうした取組みのなかで中心的な役割を果たすことによって、地域社会との間で信頼関係の強化につながる点も重要である。

おわりに

今秋、愛知県名古屋市でCOP10が開かれることもあり、生物多様性という言葉がますます広く知られることになると思われるが、これにつれて民間分野による生物多様性保全への参画にも大きな注目が集まることが予想される。

生物多様性の保全は、生態系の評価の仕方や社会にとっての価値が多面的・複雑で

あり、利害関係者との間で連携・協働を行いながら地域レベルの課題と向き合わなければならないため、多くの時間や労力が必要になる。

しかし今日、企業にはCSRへの取り組みが求められ、農協などには地域環境保全や地域社会への貢献が期待されているという状況もある。^(注9) こうしたなか、生物多様性への取り組みは、「環境保全」と「地域貢献」の両面を備えるため、これらに込めていくための有効なアプローチとなりえる。また、生物多様性の取り組みが地域社会の様々なストックを増やすことにもつながっていることは、特に地域社会を存在基盤とする協同組合の将来を展望するうえでも軽視できない。

神野(2010)は、現在各地の自治体で進む「緑の分権改革」^(注10)を「地域固有の自然資源と文化資源とから、地域での生活を維持発展させていく」ものであると述べている。生物多様性の取り組みは、地域の「環境」「産業」「社会」の持続可能性を一体的にとらえることによって、自然資源や文化資源、人的資源などの地域資源が持つ様々な可能性を見いだしていくことにつながる。そのため、これは各地域が今後自立的に社会や

経済の活性化を探るうえで、多くの意義をもちうると思われる。

(注9) 農協に目を転じてみても、「地域の自然環境の保護」や「地域コミュニティの維持・活性化」には、組合員やそれ以外の地域住民から高い期待が寄せられている(齊藤〔2009〕)。

(注10) 「緑の分権改革」は、09年12月に閣議決定された「新成長戦略(基本方針)」のなかにも位置付けられており、地域が「環境」を軸として主体的に活性化を目指す取り組みをいう。

参考文献

- ・石川県県民文化局県民交流課統計情報室(2009)『石川県の年齢別推計人口』
- ・環境省自然環境局(2009)『生物多様性民間参画ガイドライン』
- ・齊藤由理子(2009)「組合員・地域住民の意識にみる農協の組合員制度の方向性」『農林金融』7月号、15~28頁
- ・神野直彦(2010)「緑の分権改革 地域の生活を再創造」『日本農業新聞』3月8日付
- ・寺林暁良(2010)「魚のゆりかご水田による環境再生・地域再生 JAグリーン近江と栗見出在家町」『農中総研 調査と情報』1月号、16~17頁
- ・ナッシュ、R. F.(1999)、『自然の権利』(松野弘訳)ちくま書店、R. F. Nash(1990) The Right of Nature, Madison: The University of Wisconsin Press.
- ・森岡一(2009)『生物遺伝資源のゆくえ 知的財産制度からみた生物多様性条約』三和書籍
- ・渡部喜智・寺林暁良(2009)「のと共栄信金の「地域と共に」のための経営力アップ策」『金融市場』12月号、26~27頁
- ・Millennium Ecosystem Assessment(2005) Ecosystem and Human Well-being: Synthesis, Washington D.C.: Island Press.

(てらばやし あきら)